

令和7年10月16日

令和7年第10回

農業委員会総会議事録  
〔 総 会 〕

岩国市農業委員会

## 岩国市農業委員会総会議事録

1 令和7年10月16日 10時00分 岩国市民文化会館 第一研修室において総会を招集した。

2 本日の総会に出席した委員は次のとおり

1番 片山 剛	3番 藤村 浩司	4番 隅 ふじ江
6番 小林 譲史	7番 小林 増次	9番 松村 紀彦
10番 小橋 和紀	11番 黒崎 友美	12番 迫田 瑞恵
13番 佐崎 恭児	14番 中尾 正浩	15番 塚田 由美子
16番 二武 富男	17番 藤中 京子	18番 梅川 仁樹
19番 原田 孝親		

3 本日の総会に欠席した委員

2番 藤村 幸生	5番 林 聖文	8番 藤本 哲
----------	---------	---------

4 本日の総会に出席した職員は次のとおり

局長 佐伯 史公	次長 藤本 慎司
由宇支所 河村 弘志	周東支所 木村 茂泰
周東支所 沖田 史典	錦支所 中谷 和政
美和支所 田村 尚巳	事務局 飴屋 陽子
農林振興課 鮎川 孝裕	

5 会長は、午前10時、委員総数19名のうち、16名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6 会長は、本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。

15番 塚田 由美子	16番 二武 富男
------------	-----------

7 本日の総会の議事日程は次のとおり

議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第33号 農地法第5条の規定による事業計画の変更について
議案第34号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
議案第35号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更に対する意見について
議案第36号 地域農業経営基盤強化促進計画に対する意見について
議案第37号 農用地利用集積等促進計画について
議案第38号 農地利用最適化推進委員の退任について

### 報告事項

- 1 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 2 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について

3 農地法第5条の規定による届出の受理について

4 現況証明

8 議 事

議 長

それでは、ただ今より令和7年第10回農業委員会総会を開催いたします。本日は、委員総数19名のうち、16名の出席で所定の出席委員がありますので、総会は成立了ことを、報告します。

次に、本日の議事録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、15番塚田由美子委員と16番二武富男委員を指名いたします。よろしくお願いします。

「議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳畑、現況田。面積は、784 m<sup>2</sup>ほか1筆、合計1,154 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の事業拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。では、担当の小林増次委員、追加説明をお願いします。

第 7 番

はい。それでは追加説明をいたします。

この案件は欽明路駅より南に約直線で200mのところにあります。

譲渡人は高齢のため自分で管理することが難しく、買主との売買の話があり売却することにされました。以前にも同様に地番が違いますが、譲受人に売却された経緯もあります。譲受人は、売却の話のあった当該申請地は、現在耕作している農地の近くにあり合わせて耕作することにより、効率的な営農が可能なため購入に至りました。田の方は水稻で、畑の方は野菜を栽培されます。農機具等は全部揃えておられます。

農地法に触れることもなく3条許可是適当と思われます。提出書類に不備はありません。10月1日に支所職員と現地調査に行っております。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することを決定します。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

2番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田及び畑。面積は、883 m<sup>2</sup>ほか3筆、合計2,127 m<sup>2</sup>です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。  
これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。  
では、担当の小林識史委員、追加説明をお願いします。

## 第 6 番

追加説明いたします。  
この案件は周東総合支所より西へ約4.4kmのところにあります。  
譲渡人は相続で申請地を取得されましたが、市外に居住しておられ、管理が困難なため譲渡を希望され、譲受人は農業に興味があり農地を探していただため譲受されることとなり、今回の申請に至ったところでございます。なお、譲受人は、現在県外に居住されておられます、申請地に隣接する居宅も取得されており、新規就農に合わせ転入されます。  
主に自家消費の水稻、野菜の栽培を予定しています。農機具の所有はありませんが、今後自己資金で購入の予定です。  
9月30日に支所職員と現地調査を行いました。特に支障がないものと考え許可相当と考えます。ご審議の程よろしくお願いします。

## 議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。  
(異議なし)  
異議がありませんので、2番を許可することを決定します。  
次に、3番を事務局より、議案説明してください。

## 事 務 局

3番 周東地区  
権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、2,203m<sup>2</sup>です。  
申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。  
これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。  
では、担当の藤中委員、追加説明をお願いします。

## 第 1 7 番

追加説明をいたします。  
申請地は、玖珂インターより南へ約1.5kmに位置する農地です。  
譲渡人は夫が他界し、この農地を相続しましたが遠方に居住し、また高齢でもあるため農地として維持することが困難なため、夫の弟である譲受人に贈与し、耕作してもらうことにしました。譲受人は、申請地のすぐそばに居住しており先祖からの土地でもあるため引き継ごうとするものです。譲受人は、この農地で蓮の栽培を予定しています。栽培の経験はなく、所有する農機具も軽トラと草刈り機のみで、耕作用のトラクターはリースを考えております。栽培については隣人に教わりながら妻と二人で蓮田を耕作するそうです。現実的にこれがどうなるかという不安はありますが、譲受人の意思を尊重し、今後を見守りたいと思います。  
10月1日に調査項目に従い現地調査を行いました。提出書類も確認し、3条許可是適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することを決定します。

次に、4番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

4番 美和地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳田、現況畑。面積は、630 m<sup>2</sup>です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。では、担当の原田委員、追加説明をお願いします。

第 1 9 番

それでは追加説明いたします。

申請地は美和総合支所から西北西に約1kmの農地です。

譲渡人は、自宅の隣に住んでいる娘婿に農業を引き継がせたいと思い、贈与することを承諾したものです。譲受人は義父の■から農業を学んできましたが、義父が年を取ったことから自ら農業をできるように農地の贈与を受け農業経営を始めたいそうです。

現地調査は10月8日に調査項目に従い現地調査を行いましたが、問題なく3条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することを決定します。

次に、5番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

5番 美和地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,329 m<sup>2</sup>ほか1筆、合計2,024 m<sup>2</sup>です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。では、担当の二武委員、追加説明をお願いします。

第 1 6 番

それでは追加説明をいたします。

申請地は美和総合支所から東南東に約4kmの農地です。

譲渡人は、父親より相続しましたが遠方に居住しており、耕作することが難しいため、誰かに譲ろうとしていたところです。譲受人は経営規模の拡大を計画していたところ譲渡人から相談があり、今回の申請になったも

のです。農機具等はすべて所有しており問題はありません。

現地調査は10月8日に市担当職員と調査項目に従い、現地調査を行いましたが、問題なく3条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ござりますか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番を許可することを決定します。

次に、6番を事務局より、議案説明してください。

事務局

6番 美和地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畠及び田。面積は、2,542 m<sup>2</sup>ほか1筆、合計4,848 m<sup>2</sup>です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。では、担当の二武委員、追加説明をお願いします。

第16番

それでは追加説明をいたします。

申請地は、美和総合支所から東南東に約4 kmの農地です。

譲渡人は前の方と同じ方で父親より相続したもののが遠方に居住しており、耕作することが難しいため、誰かに譲ろうと考えていたということです。譲受人は経営規模の拡大を計画していたところ、譲渡人から相談があり、今回の申請に至ったものです。なお、農機具等もそろっています。

現地調査は10月8日に市担当職員と調査項目に従い現地調査を行いましたが、問題はなく3条許可は適当と思います。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ござりますか。

(異議なし)

異議がありませんので、6番を許可することを決定します。

続いて、「議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

1番は取り下げとなりましたので、2番を事務局より、議案説明してください。

事務局

2番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畠及び田。面積は、20 m<sup>2</sup>ほか2筆、合計1,165 m<sup>2</sup>です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、貸資材置場です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第

2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の小林識史委員、追加説明をお願いします。

第 6 番

はい、追加説明いたします。

この案件は、周東総合支所より西へ約1.3kmのところにあります。

譲渡人は相続で申請地を取得されましたが、耕作が困難なため農地を手放したいと考えており、譲受人は役員をされている事業所で使用している資材置き場が手狭となり、新たに活用できる土地を探していたところ、近くに当該地があったため、譲渡人と協議をされ契約に至りました。

なお、事業計画書、資金計画書、被害防除計画書、土地改良区の意見書が提出されており不備はありません。

9月30日に支所職員と現地調査を行い、調査項目に従い調査をいたしましたが問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に、資料提供することとします。

3番、4番の2件は関連がありますので、一括審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番、4番について、事務局より一括して議案説明してください。

事 務 局

### 3番 錦地区

権利の種類は、賃貸借権の設定です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに田。面積は、128m<sup>2</sup>のうち38.54m<sup>2</sup>です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、駐車場です。

農地区分は、水管、下水管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路に面し、かつ500m以内に2以上の教育施設等が存する第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

### 4番 錦地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに田。面積は、854m<sup>2</sup>です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

農地区分は、水管、下水管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路に面し、かつ500m以内に2以上の教育施設等が存する第3種農地

です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の隅委員、追加説明をお願いします。

第 4 番

それでは追加説明をいたします。

申請地は錦総合支所から西へ約 580m に位置している農地です。

借受人は隣接地の [ ] 番地に太陽光発電設備を計画して、工事車両の駐車場を確保する必要があることから隣接地の所有者である貸付人に賃貸借の依頼したところ承諾されました。工事終了後には原状回復の誓約書も添付されています。

9月 10 日に支所担当者と調査項目に従い現地調査を行いましたが、5 条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

それともう一個の 4 番。申請地は錦総合支所から西へ約 580m に位置している農地です。

譲渡人は、当該農地を相続により取得したが高齢であり農地の維持管理が困難なため、譲受人の農地を有効活用し太陽光発電設備を設置し、自然エネルギーにて社会に貢献でき、土地の荒廃化を防ぐという意見に賛同し、売り渡すこととしました。

9月 10 日に支所担当者と調査項目に従い現地調査を行いましたが、5 条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ござりますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3 番、4 番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に、資料提供することとします。

次に、5 番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

5 番 錦地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とともに田。面積は、442 m<sup>2</sup> ほか 1 筆、合計 1,013 m<sup>2</sup> です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

農地区分は、水管、下水管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路に面し、かつ 500m 以内に 2 以上の教育施設等が存する第 3 種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の隅委員、追加説明をお願いします。

第 4 番

それでは追加説明をいたします。

申請地は、錦総合支所から西へ約 10 km に位置している農地です。

譲渡人は、当該農地を相続により取得したが、トラクターなどの農業機

械を所有しておらず、農地の維持管理が困難なことから譲受人の農地を有効活用し太陽光発電設備の設置による自然エネルギーにて社会に貢献でき、土地の荒廃化を防ぐという意見に賛同し、売り渡すこととしました。

9月10日に支所担当者と調査項目に従い現地調査を行いましたが、5条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に、資料提供することとします。

次の6番、及び「議案第33号 農地法第5条の規定による許可処分の事業計画の変更について」の1番、2番の3件は関連がありますので、一括審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

異議がありませんので、議案第32号の6番、議案第33号の1番、2番について、事務局より一括して議案説明してください。

事務局

### 6番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畠。面積は、97 m<sup>2</sup>ほか1筆、合計320 m<sup>2</sup>です。

申請人は記載のとおり。

転用目的、及び理由は、自己用住宅の建設と事業の継承です。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

#### 議案33号1番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畠。面積は、97 m<sup>2</sup>ほか1筆、合計320 m<sup>2</sup>です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の建設です。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

変更承認申請の理由は、事業の継承です。

変更する許可書の発出年月日及び番号は、令和3年4月16日指令令3岩農委許5号の30です。

#### 議案33号2番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畠。面積は、252 m<sup>2</sup>ほか3筆、合計959 m<sup>2</sup>です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、貸車両置場及び展示場です。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

変更承認申請の理由は、期間の延長です。  
変更する許可書の発出年月日及び番号は、令和3年4月16日指令令3  
岩農委許5号の30です。

事務局

失礼します。この案件は議案第33号の事業計画の変更、この提出に伴い議案第32号の6番、5条の転用申請が伴うものです。内容につきましては事業の計画変更が主体となりますので事務局の方から説明させていただきます。

本案件は令和3年4月16日付で農地法第5条の許可を受けた案件の変更申請となります。令和3年の申請も同じ内容で自己用住宅の建設と自動車販売業者の車両置き場および車両展示場という2件の申請でした。しかしながら、ロシアのウクライナ侵攻、コロナ禍など社会情勢が大きく変わり、物価高騰の影響により資金不足が生じ、計画を断念することとなり着手できずにいましたが、この度自己用住宅の建設につきましては、当初の敷地の計画通りの内容で新たに承継していただける譲受人との話が整い、また車両置き場の事業の見込みも立てられるようになったため事業継承の変更申請及び期間の延長申請が出された次第でございます。図面見ていただくと、今の赤が転用、黄色がそれに伴う自己用住宅の建設用地、ピンクがかっているところが自動車関係の展示場、車両置き場という形で当初令和3年の内容とは変わっておらず、自己用住宅の譲受人が対象者が変わることで事業継承となっております

以上でございます。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、議案第32号の6番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に、資料提供するとともに、議案第33号の1番、2番の計画変更を承認することとします。

続いて、「議案第34号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を上程します。

では、1番を事務局より、議案説明してください。

事務局

1番 由宇地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳田、現況畑。

面積は、245 m<sup>2</sup>の内 146 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。

申請目的は、自己用住宅 庭としての敷地拡張です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

では、担当の小橋委員、追加説明をお願いします。

補足説明をいたします。

申請地は、由宇総合支所から南へ約3kmの場所に位置する農振農用地の第2種農地で既存宅地と一体的に庭園とするため農振地域の一部除外

第10番

を申し出たものです。申請地の一部は、平成14年11月に宅地への進入路及びカーポート設置のため前所有者が農振除外及び農地転用を受け、宅地として利用しています。今回申請する残余部分は、既存宅地に隣接し、反対側は鉄道敷地に隣接しています。また面積が狭小かつ不整形で農業用機械の出入りが困難となっています。申請人は、相続により申請地を取得しましたが、農地としての生産性は著しく低いため残余部分を既存宅地と一体的に庭園として整備したいと考えました。

9月21日に支所担当職員と現地で調査項目に従って調査しました。農振除外は適当と思われます。なお、申請地は地域計画変更の対象地となっております。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を適格と認め、市長に回答します。  
次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事務局

2番 玖珂地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。  
面積は、330m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。  
申請目的は、自己用住宅の建設です。  
農地区分は、一団の農振農用地内に位置する第1種農地です。  
では、担当の藤村浩司委員、追加説明をお願いします。

第3番

はい。それでは追加説明いたします。

申出地は、玖珂インター入口より北西へ470mのところに位置しています。申出地を変更する理由は、現在、[ ]番の実家には高齢の母と弟が住んでおり、実家の隣の土地に住居を構えて農業の手伝いや生活支援をしたいからということです。申出地を転用しても農地の集団化や担い手等の農用地の利用実績に支障を来たす場所ではありません。

9月30日に支所担当職員と現地で調査項目に従い調査いたしました。  
農振除外については適当と思います。なお、申請地は地域計画変更の対象地になっております。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を適格と認め、市長に回答します。  
次に、3番を事務局より、議案説明してください。

事務局

3番 玖珂地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳田、現況荒廃。  
面積は、316m<sup>2</sup>の内81m<sup>2</sup>ほか1筆、合計117m<sup>2</sup>です。  
申請人は記載のとおり。申請目的は、農道の設置です。  
農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第

2種農地です。

では、担当の藤村浩司委員、追加説明をお願いします。

第 3 番

はい。それでは追加説明いたします。

申請地は玖珂駅より北へ840mのところに位置しています。申出地を変更する理由は、すでに約55年くらい前から家屋への進入路として利用しているために今回申請するもので、始末書も提出されています。申出地を転用しても農地の集団化や担い手等の農用地の利用実績に支障を来たす場所ではありません。

9月30日に支所担当職員と現地で調査項目に従い調査いたしました。農振除外については適当と思います。なお、申請地は地域計画変更の対象地になっております。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ござりますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を適格と認め、市長に回答します。

次に、4番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

4番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳畠、現況荒廃。面積は、6 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。

申請目的は、自宅進入路の設置です。

農地区分は、一団の農振農用地内に位置する第1種農地です。

では、担当の小林識史委員、追加説明をお願いします。

第 6 番

はい。追加説明をいたします。

この案件は周東総合支所より西へ約4.5kmのところにあります。申請地を変更する理由は、農地へ機械を入れるための進入路として舗装整備したものです。このことにつきましては、始末書が提出されております。また農地の集団化や担い手などの農用地の利用実績に支障をきたす場所ではありません。

9月30日に支所担当職員と現地で調査項目に従い調査いたしました。農振除外については適当と考えます。なお、申請地は地域計画変更の対象地になっております。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ござりますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を適格と認め、市長に回答します。

次に、5番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

5番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳田、現況荒廃。

面積は、417 m<sup>2</sup>の内145 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。

申請目的は、自宅駐車場及び進入路の設置です。  
農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。  
では、担当の小林識史委員、追加説明をお願いします。

第 6 番

はい。追加説明をいたします。

この案件は周東総合支所より西へ約5.1kmのところにあります。申請地を変更する理由は、駐車場と農地への進入路として整備したものであります。このことにつきましては、始末書が提出されております。また農地の集団化や担い手などの農用地の利用実績に支障をきたす場所ではありません。

9月30日に支所担当職員と現地で調査項目に従い調査いたしました。農振除外については適当と考えます。なお、申請地は地域計画変更の対象地になっております。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番を適格と認め、市長に回答します。  
次に、6番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

6番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳田、現況荒廃。  
面積は、55m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。  
申請目的は、宅地としての敷地拡張です。  
農地区分は、一団の農振農用地内に位置する第1種農地です。  
では、担当の佐崎委員、追加説明をお願いします。

第 8 番

それでは追加の説明をいたします。

この申請の土地は、祖生出張所より東へ約2.2kmのところに位置しております。

画面に白い塀が映っておりますけど、この塀の内側の幅が2m、長さが25mの土地です。隣接する宅地と一体的に利用されています。このことにつきましては、始末書が提出されております。申出地を変更する理由は、自宅の宅地の整備にあります。周囲が塀に囲まれた土地ですので近隣の農地に与えるマイナスの影響も考えられません。

9月25日に支所担当職員と調査項目に沿って調査いたしました結果、農振除外は適当と思われますのでここでご報告いたします。なお、申請地は地域計画変更の対象地になっております。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、6番を適格と認め、市長に回答します。

7番から12番の6件は総会において既に報告されている案件ですので、一括審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

異議がありませんので、7番から12番について、事務局より、一括して議案説明してください。

## 事務局

### 7番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳田。

面積は、319 m<sup>2</sup>です。所有者は記載のとおり。

申請目的は、現況確認。農地区分は、第1種農地です。

本件は、令和7年6月総会において報告第4号現況証明で報告いたしております。

### 8番 由宇地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳田。

面積は、2,278 m<sup>2</sup>です。所有者は記載のとおり。

申請目的は、現況確認。農地区分は、第2種農地です。

本件は、令和7年6月総会において報告第4号現況証明で報告いたしております。

### 9番 由宇地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳畠。

面積は、230 m<sup>2</sup>ほか4筆、合計1,642 m<sup>2</sup>です。所有者は記載のとおり。

申請目的は、現況確認。農地区分は、2種農地です。

本件は、令和7年8月総会において報告第7号現況証明で報告いたしております。

### 10番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳田。

面積は、1,997 m<sup>2</sup>です。所有者は記載のとおり。

申請目的は、現況確認。農地区分は、第2種農地です。

本件は、令和7年9月総会において報告第6号現況証明で報告いたしております。

### 11番 錦地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳畠。

面積は、941 m<sup>2</sup>ほか2筆、合計1,711 m<sup>2</sup>です。所有者は記載のとおり。

申請目的は、現況確認。農地区分は、第2種農地です。

本件は、令和7年5月総会において報告第6号現況証明で報告いたしております。

### 12番 錦地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳田。

面積は、312 m<sup>2</sup>ほか1筆、合計784 m<sup>2</sup>です。所有者は記載のとおり。  
申請目的は、現況確認。農地区分は、第2種農地です。  
本件は、令和7年8月総会において報告第7号現況証明で報告いたしております。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、7番から12番を適格と認め、市長に回答します。

続いて、「議案第35号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更に対する意見について」を上程します。

この案件は、先程の議案第34号に関連する案件となります。1番から9番の全てを一括審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番から9番について、事務局より、一括して議案説明してください。

事 務 局

本件1番から9番につきましては、先程の議案第34号において農振整備計画から除外することに伴い、地域計画の対象からも当該地を外す変更案件となります。

除外の内容につきましては、先程各項目において委員さんが説明したとおりとなります。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番から9番を適格と認め、市長に回答します。

続いて、「議案第36号 地域農業基盤強化促進計画に対する意見について」を上程します。

では、農林振興課より、議案説明してください。

農林振興課

後ろから失礼します。岩国市農林振興課の鮎川です。よろしくお願ひいたします。別冊でお配りしている地域計画の分布図というカラー刷りの岩国市の地図があるかと思います。こちらをご覧いただければと思います。

先ほど地域計画の変更についてもご審議いただきましたけども、これまで岩国市内において30地域、地域計画を策定しておりました。これまではそれぞれ策定はしているんですけども、それ以外の地域ですね。31番としまして、岩国地域計画を作ろうとするものです。地域計画を指定すると土地利用の一つの制限にもつながる部分もありまして、全域を作るのは、どうしても慎重な姿勢なんですけども、31番の岩国地域についてはこの中の認定農業者の方の農地を対象にしてですね、部分的な指定にはな

るのですが、認定農業者の方の農地を対象とした計画となっております。というのもこの地域計画がないといろんな制度にのれない、認定農業者さんでもいろいろな制度にのれないという仕組みにはなっておりまして、この認定農業者の方にも不利益が生じるということもありますので、この方を対象とした計画を策定しようとするものです。それ以外の地域についても認定農業者の方が認定されましたら、随時追加をしていきたいと思いますし、地域として土地利用に規制があつても地域としての話し合いを進めていこうという地域があればそれに応じていこうと考えております。

ちなみに31番の、一枚めくつていただいたところ、地域計画の案ということで書類のほうをまとめております。地域といたしましては青木地区、阿品地区、それから海土路地区、それと平田地区というところの農業集落人をそれぞれ挙げているところです。面積につきましては、関係する認定農業者の方の管理される、耕作される農地を挙げております。また地域の課題ですか取り組みについてはそれぞれの農業者さんから個別にお話を伺いしたり、また8月には、関係する塙田委員さん黒崎委員さんにもご参加いただきまして協議の場を開催しておりますので、そこでいただいた意見等をもとに計画の内容をまとめているところでございます。

関係する委員さんには、図面のほうをお配りしていますけども、その他委員さんには省略をさせていただいているのでご了承いただければと思います。ご審議のほうよろしくお願ひします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ござりますか。

(意見なし)

意見がありませんので、本計画に「意見なし」として、市長に回答します。

続いて、「議案第37号 農用地利用集積等促進計画について」を上程します。

なお、14番中尾委員におかれましては、「農業委員会に関する法律」第31条に該当しておりますので、退席願います。

(委員退席)

では、事務局より、議案説明してください。

事 務 局

それでは、説明します。まず、表の見方について、少し説明させていただきます。

農用地利用集積等促進計画一括方式の明細についてですが、地区別に番号を付しており、1番岩国地区から、8番美和地区までに分けております。

また、それぞれの地区に、地区番号を冠した4桁の枝番を付しており、例えば、岩国地区であれば1-1001から1-1009までで9件、美和地区は8-8001で1件といった明細となっております。

なお、この明細のほかに、地区別集計表も配付しておりますので、合わせてご覧ください。

それでは、地区ごとに説明させていただきます。

### 1番 岩国地区

合計件数9件。合計筆数15筆、うち田14筆、うち畑1筆。

合計面積16,856.55m<sup>2</sup>。利用の内容は、水田、普通畑となっています。

### 2番 由宇地区

合計件数1件。合計筆数3筆、うち田3筆。

合計面積3,200m<sup>2</sup>。利用の内容は、水田となっています。

### 3番 玖珂地区

合計件数3件。合計筆数6筆。うち田0筆、うち畑5筆、うち雑種地

1筆。

合計面積2,515m<sup>2</sup>。利用の内容は、普通畑となっています。

### 4番 本郷地区

合計件数1件。合計筆数2筆、うち田2筆。

合計面積2,508m<sup>2</sup>。利用の内容は、水田となっています。

### 5番 周東地区

合計件数12件。合計筆数34筆、うち田33筆、うち畑1筆。

合計面積42,098m<sup>2</sup>。利用の主な内容は、水田、普通畑となっています。

### 6番 錦地区

合計件数1件。合計筆数1筆、うち田1筆。

合計面積1,069m<sup>2</sup>。利用の内容は、水田となっています。

### 7番 美川地区は該当がありません。

### 8番 美和地区

合計件数1件。合計筆数1筆、うち田1筆。

合計面積1,209m<sup>2</sup>。利用の内容は、水田となっています。

全域を合計しますと、合計件数28件。合計筆数62筆。うち田54筆、うち畑7筆、うち雑種地1筆。合計面積69,456m<sup>2</sup>となっています。

契約期間別に集計しますと、3年未満、3件。3年以上6年未満6件。6年以上10年未満2件。10年以上17件。合計28件となっております。

設定する権利の種類別に集計しますと、使用貸借による権利の設定19件。賃貸借による権利の設定9件となっており、使用貸借が多くなっております。

更新と新規の区別ですが、利用権の終わりの期限は、全て3月31日としておりますことから、11月設定では更新はありませんので、全て新規となっております。

m

現況地目別の筆数で集計しますと、田 54 筆、畑 7 筆、雑種地 1 筆となっており、田が多くなっています。

利用の内容別の主なものでは、面積が大きい順に、水稻、普通畑となっています。

なお、この一括方式による農用地利用集積等促進計画は、本日の総会の後、農林振興課において令和 7 年 1 月 1 日に公告予定となっております。この公告をもって、効力が発生いたしますので、公告日以降、速やかに、貸し手と借り手の双方に通知します。

次に、中間管理機構への集積分について説明させていただきます。

集積分は、件数 1 件。合計筆数 3 筆で、内訳はすべて田です。合計面積は 4,370 m<sup>2</sup>。利用の内容は水田となっています。

なお、備考欄に配分先予定者を記載しております。

本来であれば、この総会で中間管理機構への利用権設定案についてご意見をいただき、その後、やまぐち農林振興公社における促進計画の決定、県が認可されるのを待って、2 ヶ月程度後の総会において、配分先の設定案についてもご意見をいただくという、二段階の審議が必要なのですが、時間の都合もありますので、今回、配分先を掲載して、上程させていただいておりますので、ご理解ください。

最終的には、山口県の認可、公告によって、利用権設定の効力が生じることになります。

一括方式及び集積分の計画案に対する意見を市から求められており、意見の有無や内容を市に回答することとなっております。

以上、農用地利用集積等促進計画の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

意見がありませんので、この農用地利用集積等促進計画について、意見なしと決定し、その旨の意見を付して市長に送付します。

それでは、14 番委員は入場してください。

(委員入場)

続いて、「議案第 38 号 農地利用最適化推進委員の退任の承認について」を上程します。

事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1 番 岩国地区

退任の申し出があった推進委員の担当区域は第 4 区域、氏名・退任理由・申出年月日は記載の通りです。

なお、今後の予定といたしましては、退任の承認ののち、岩国市のホームページに、「後任の推進委員の推薦の求め・募集」を掲載し、推薦・応募を受け付けた後、総会において、後任者の委嘱の承認についての議案を上程する予定です。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4区吉岡晶次郎委員の退任を承認することとします。事務局において、速やかに、後任の募集を進めてください。

以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。

報告第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳畠、現況休耕。

面積は、70 m<sup>2</sup>です。届出人は記載のとおり。転用目的は、駐車場です。農地区分は、市街化区域です。

ほか2件、合計3件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳田、現況休耕。

面積は、318 m<sup>2</sup>の内 196 m<sup>2</sup>です。届出人は記載のとおり。

転用目的は、農業資材置場です。

ほか1件、合計2件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第3号 農地法第5条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畠。面積は、47 m<sup>2</sup>です。

届出人は記載のとおり。転用目的は、住宅用地の敷地拡張です。農地区分は、市街化区域です。

以上1件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第4号 現況証明については、ご高覧ください。

以上で、農地法関係の報告事項を終わります。

そのほか、伝達事項がありますか。

事 務 局

①11月開催の山口県農業会議による研修会について

②互助会費後期分の徴収について

③「太陽光発電設備に係る農地転用に関する注意事項（案）」について

議長

引き続きまして、全国農業新聞を題材とした勉強会を始めます。

(全国農業新聞勉強会)

以上を持ちまして、勉強会を終了します。

次回定例総会は、11月13（木）日で岩国市民文化会館 第一研修室を予定しております。なお、開会の時間は、総会後、農業会議による研修会を行うため、通常より30分前倒しで、午前9時30分とします。お間違いないよう、お願いします。

また、農業新聞勉強会につきまして、来月は総会終了後、農業会議の研修会がございますので、開催いたしません。次回は12月総会での開催とします。

これで本日の総会は、終了します。お疲れ様でした。

#### 次回総会について

令和7年11月13日木曜日9時30分から岩国市民文化会館 第一研修室。

午前10時30分、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する。

会長

梅川仁樹

署名委員

塙田由美子

署名委員

二武富男